

全日本学生スキー選手権大会 競技規程

※注) 改正箇所は太字、下線付き表示としています。

令和元年 10月 19日 改正

(最新版のみ記載)

第1章 総則

大会の名称は「秩父宮杯・秩父宮妃杯 第xx回全日本学生スキー選手権大会」と呼称する。

英語表記する場合は x x th Intercollegiate Skiing Games of Japanと併記する

(参加校の資格)

第1条 全日本学生スキー選手権大会の参加校は、本連盟定款第5条の正会員の資格を有し、運営規則第3条の会費及び所属部会費納入の義務を履行しなければならない。

(参加選手の資格)

第2条 全日本学生スキー選手権大会の参加資格は、加盟校部員登録及び(公財)全日本スキー連盟(以下「SAJ」という。)会員登録、SAJ競技者登録を完了している者とする。ただし、次の各号に該当する者は、参加することが出来ない。

- (1) 自校を卒業しないで他校へ転じた後、満1年を経過していない者
- (2) 大学院生、聴講生及び校外生
- (3) 全日本学生スキー選手権大会に出場4回を超えた者

2. 参加者は、出場する種目毎に SAJ競技者登録を完了しているものとする。リレー出場者は SAJクロスカントリー競技者登録を必要とする。

(男子、女子各部校数及び新規加盟校)

第3条 男子及び女子各部校数は、次の各号のとおりとする。

- (1) 男子各部校数

| | | |
|----|-----|------------|
| 男子 | 1部校 | 15校 |
| | 2部校 | 25校 |
| | 3部校 | 上記以外の加盟校全校 |

- (2) 女子各部校数

| | | |
|----|-----|------------|
| 女子 | 1部校 | 15校 |
| | 2部校 | 上記以外の加盟校全校 |

- 2 新規加盟校、再加盟校及び初参加校は、男子は3部、女子は2部からとする。
(競技種目および出場者)

第4条 競技種目、参加申し込み数および出場者数は、次の各号のとおりとする。

- (1) 競技種目は次表のとおりとする。ただし競技会場の状況により変更することがある。

| 部 | 種目 | アルペン | | | ノルディック | | | | | |
|----|----|------|----|----|--------|------------------|----------|------|------|---------|
| | | | | | ジャンプ | コンバインド | クロスカントリー | | | |
| 男子 | 1部 | SG | GS | SL | NH | NH&10kmF | SP | 10km | 30km | 4×7.5km |
| | 2部 | SG | GS | SL | MH | MH&5kmF | SP | 10km | 15km | 3×5km |
| | 3部 | — | GS | SL | MH | MH&5kmF | SP | 5km | 10km | 3×5km |
| 女子 | 1部 | SG | GS | SL | NH | MH& <u>5</u> kmF | SP | 5km | 15km | 3×5km |
| | 2部 | — | GS | SL | MH | MH& <u>5</u> kmF | SP | 5km | 10km | 3×5km |

- (2) 採用する種目、走法及びジャンプ台の大きさ等は大会毎に理事会で決定する。
(3) 参加申し込み（エントリー）数及び出場数は次表のとおりとする。

| 部 | 個人種目 | | リレー | |
|----|------|------|-----|------|
| | 申込数 | 出場者数 | 申込数 | 出場者数 |
| 男子 | 1部 | 9 | 6 | 8 |
| | 2部 | 8 | 5 | 6 |
| | 3部 | 6 | 4 | 6 |
| 女子 | 1部 | 8 | 5 | 6 |
| | 2部 | 6 | 4 | 6 |

- (4) 競技の出場資格は必ず参加申し込み（エントリー）を指定した期日までに提出しなければならない。

（得点）

第5条 男子及び女子各種目別得点は、次の各号のとおりとする。

- (1) 男子1部及び女子1部の各種目の得点は1位11点、2位9点以下10位1点とする。
- (2) 男子2部の各種目の得点は1位16点、2位14点、以下15位1点とする。
- (3) 男子3部及び女子2部の種目の得点は1位31点、2位29点以下30位1点とする。
- (4) 男子1、2部及び女子1部のアルペン SG種目、男子3部ジャンプ競技、コンバインド競技、及び女子ジャンプ種目も通常得点とする。
- (5) 種目別学校得点はジャンプ+コンバインド、アルペン、クロスカントリーの男女1部校の各総合得点校の1位の学校のみを表彰する。

2 同一種目で同順位の選手が複数人いるときの得点の計算方式は、同順位が2人の場合は、その順位の得点と次の順位の得点を加えてその2分の1をそれぞれの得点とする。3人の場合は3個の得点を加え、その3分の1をそれぞれの得点とする。（小数点2桁目を四捨五入）

（学校別順位の決定方法）

第6条 学校別総合順位は、大会の参加校（正式種目のエントリー完了した時点）の中から男子1、2、3部及び女子1、2部毎に総合得点の大きい順に順位を定める。ただし、総合得点により順位が決定できない場合は、次の各号により決定する。

- (1) 総合得点が同じ場合は、リレーの順位上位からとし、リレーの順位が無い場合は、前年度総合順位の上位からとし、前年度順位がない場合は、最新の出場順位とする。
- (2) 総合得点が無い場合は、リレーの順位上位からとし、リレーの順位が無い場合は、前年度総合順位の上位からとし、前年度順位がない場合は、最新の出場順位とする。

2 公開競技のみ参加の場合については、参加校と認める。

又、不参加の場合は、該当する部の最下位に置く。

（入れ替え）

第7条 男子各部および女子各部の入れ替えは、次の各号のとおりとする。

- (1) 男子1部校は最下位から2校が2部となり、男子2部優勝校及び2位校迄が1部校となる。
- (2) 男子2部校は最下位から3校が3部となり、男子3部優勝校及び3位校迄が2部校となる。
- (3) 女子1部校最下位から2校が2部となり、女子2部優勝校及び2位校迄が1部校となる。
- (4) 不参加校は各部の参加校より下位に置く。また、不参加校が複数ある場合は前年順位の順とする。

（出場の定義）

第8条 出場は、いずれの種目においても、実際にスタートしたか否かに関わらず、スタートリストに記載された時点で出場とみなす。ただし、リレーについては、出場する選手の届のあつた時点で出場とみなす。

2 出場回数確認のための必要なドキュメントは次の各号のとおりとする。

- (1) ノルディック……………スタートリスト及びリザルト
- (2) アルペン……………スタートリスト及びリザルト
- (3) リレー……………スタートリスト及びリザルト

(表 彰)

第9条 次の各号の優勝には、賜杯及び牌を授与する。

- (1) 男子1部総合優勝は、秩父宮賜杯を授与する。
- (2) 女子1部総合優勝は、秩父宮妃賜杯を授与する。
- (3) 男子1部リレー優勝は、寛仁親王牌を授与する。
- (4) 女子1部リレー優勝は、彬子女王牌を授与する。

2 男子及び女子各部総合優勝は優勝旗を授与し、10位までを表彰する。

3 個人各部、各種目とも3位までメダルを授与し、10位までを表彰する。

4 全日本スキー連盟の競技規則に従い、正当な理由なしに表彰式に出席しない選手は、賞に対する請求権を失う。例外的な状況では、その選手と同じチームの他の選手が代理で出席することもできるが、表彰台に代理として上がる権利はない。

(抗議)

第10条 競技に関する抗議については、全日本スキー連盟の競技規則に従い、定められた時間内に文書で競技委員長に提出する。

上記各項以外については、全日本スキー連盟の競技規則を準用する。ただし、全日本スキー連盟の競技規則に準じない事項については、ジュリー会議の決定に従う。

(保険の加入)

第11条 全日本学生スキー選手権大会に参加する者は、傷害保険に加入しなければならない。加入手続きが未了の場合は、大会に出場することができない。

2 全日本学生スキー連盟は、傷害保険加入手続きを一括し、行うことを奨励し、実施する。

3 競技者は健康管理に注意し、競技中における傷害等は自己責任とする。

(学生運営委員の任務)

第12条 学生運営委員は、各競技の運営等について協力し、全日本学生スキー選手権大会のレベルの向上に努めなければならない。

第2章 ノルディック

第13条 全日本学生スキー選手権大会ノルディック種目の参加は、次の各号のとおりとする。

- (1) 各大学の代表者は、チームキャプテンミーティングに出席しなければならない。
出席のない学校は、競技に出場できない場合がある。

- (2) 男子及び女子とも全種目に補欠選手のエントリーを認め、定められた期日までに、規定された正規の出場者数のエントリーを行う。

- (3) スタート順の抽選は、全日本スキー連盟の競技規則に準じて最新の有効ポイントリストによって行う。

ポイントを持たない選手のドローは、全日本スキー連盟の競技規則のとおりノーポイントドローを行う。

- (4) 全日本スキー連盟の競技規則に準じない事項については、ジュリー会議の決定に従う。

- (5) コンバインド競技は、現在選手のポイントが設定されていないため、エントリー時に校内順位を記載する。

- (6) ジャンプ技術が一定基準に達していたい選手は、選手の安全を考慮してTDより出場停止の指示を出すことがある。

2 クロスカントリー走法については、次表のとおりとする。

(注1) ディスタンス種目の走法はフリー又はクラシカルを隔年毎に変更する

(注2) リレーコンビネーションの走法は以下の通りとする。

- ・男子1部は1・2走C、3・4走F
- ・男子2部・女子1部は1走C、2・3走F
- ・男子3部、女子2部は1・2・3走F

3 クロスカントリーのスタート方法は、次表のとおりとする。

| クロスカントリー | | | | | | | |
|----------|----|------------|-------|-------|-------|-------|-------------------|
| 男子 | | SP (スプリント) | 30km | 15km | 10km | 5km | リレー |
| | 1部 | 予選は個別 | 個別/マス | — | 個別/マス | — | コンビネーション マス |
| | 2部 | 予選は個別 | — | 個別/マス | 個別/マス | — | コンビネーション/フリ マス |
| | 3部 | 予選は個別 | — | — | 個別/マス | 個別/マス | フリー マス |
| 女子 | 1部 | 予選は個別 | — | 個別/マス | — | 個別/マス | コンビネーション マス |
| | 2部 | 予選は個別 | — | — | 個別/マス | 個別/マス | フリー マス |

第3章 アルペン

第14条全日本学生スキー選手権大会アルペン種目は、次の各号のとおりとする。

- (1) 各大学の代表者は、あらかじめエントリーしている申込数の中から、定められている出場者数に変更しなければならない。
- (2) スタート順の抽選は、キャプテンミーティングの内でドローを行う。なお、チームキャプテンミーティングには、各大学の代表者は、必ず出席しなければならない。
出席のない学校は、競技に出場できない場合がある。
- (3) ドローは、全日本スキー連盟の競技規則に準じて最新の有効ポイントリストによって行う。
- (4) ポイントを持たない選手のスタート順についてのドローは、全日本スキー連盟の競技規則通り「ノーカウントグループドロー」にてスタート順を決定する。
- (5) 全日本スキー連盟の競技規則に準じない事項については、ジュリー会議の決定に従う。

附 則

- 1 本規程は、任意団体の全日本学生スキー選手権大会競技規定を引き継ぐものとする。
- 2 本規定の改廃は理事会の決議による。
- 3 本規定は、令和元年10月19日改正し施行する。
- 4 全日本学生スキー選手権大会で行う公開競技の競技規則は、大会要項に掲載する。